

平成30年第2回七戸町議会定例会  
会議録（第2号）

平成30年6月7日（木） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 佐々木寿夫君 外1名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	呷清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田恵津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	高坂信一君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長	中野昭弘君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	田嶋史洋君
税務課長	附田敬吾君	町民課長	天間孝栄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	小山彦逸君	健康福祉課長	氣田雅之君
商工観光課長	附田良亮君	農林課長	鳥谷部勉君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育長	附田道大君	学務課長	八幡博光君

生涯学習課長	鳥谷部 慎一郎 君	世界遺産対策室長	甲 田 美喜雄 君
中央公民館長 (南公民館長・ 中央図書館長)	高 田 浩 一 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	高 田 博 範 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	原 子 保 幸 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	天 間 孝 栄 君		

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 局長	原 子 保 幸 君	事務局 次長	中 村 孝 司 君
--------	-----------	--------	-----------

---

○会議を傍聴した者（19名）

---

○会議の経過

## 一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	佐々木 寿夫君 (一問一答式)	1. 七戸町の 学校教育充実 のために	(1) 国、県の学力テストの結果の公表と活用 について。
			(2) 今、子どもにとってどんな学校が必要 か。
			(3) 教員の多忙な実態とその対策について。
		2. 七戸町地 域公共交通網 形成計画につ いて	(1) 計画の目的、背景は何か。また、町民の どのような要求を反映してつくられたか。
			(2) 高齢者や交通不便地域への交通支援対策 について。
			(3) コミュニティバスの運用について。
2	市 清悦 君 (一問一答式)	1. 商業の振 興策について	(1) 今後の商工業発展をどう考えているか。
			(2) ナナカードによるマーケティングの現状 と今後の展開は。
			(3) 道の駅周辺に商業者の販売拠点を整備す る考えはないか。
		2. 教職員の 負担軽減につ いて	(1) 教職員が部活動に携わる総勤務時間は。
			(2) 部活動への入部と顧問の就任は、生徒と 教職員個々の意志に基づいて行われている か。
			(3) 中学校の部活動を学校体育から社会体育 に切り替える考えはあるか。また、切り替 える場合の課題は何か。
			(4) 外部指導員の確保と活用をどのように考 えているか。
			(5) 指導要録の電子化を進める考えはある か。

○議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、平成30年第2回七戸町議会定例会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、6月1日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

---

### ○日程第1 一般質問

○議長（田嶋輝雄君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、7番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

○7番（佐々木寿夫君） おはようございます。

七戸町は子供の教育を大事にしている町だ、七戸町の学校に転任してきた教職員、あるいは保護者や、多くの方々から言われます。子供の医療費、学校給食費を無料にし、町独自で教員を採用し、1クラスの定員を少なくしていること、スクールソーシャルワーカーや特別支援教育支援員の配置、ことしからは小中学校に英語教育コーディネーターの配置など、一人一人の子供を手厚く教育し、保護し、保護者とのつながりにも力を入れるなどしているからです。七戸町のこの取り組みは、他市町村にも広がってきています。

私は、このような七戸町の教育をさらに充実させていくため、子供の視点から、子供にとって必要な学校とは、どういう学校なのかについて、自分の考えを述べ、町の取り組みについて質問いたします。

2点目は、町民の方々から多くの要望が寄せられている、人口減少の中、各集落を結ぶ地域公共交通機関の効率的な運用が求められています。

今年度、町では、地域公共交通機関整備計画をつくり、これに対する対策を立てています。

私は、交通弱者の点から幾つか質問いたします。

以上で壇上からの発言は終わり、質問者席でこの続きを質問いたします。

では、続けます。

七戸町学校教育充実のため、国、県の学力テストの結果の公表、活用について質問いたします。

私は、この質問をするに当たり、まず最初に、子どもの権利条約について考えてみました。

歴史的に見ると、近代社会以前は、子供は保護の対象であり、人間的な主体が認められていず、社会の中で極めて低い地位にありました。青年も、青年期を持つことができたの

は、一部の限られた特権階級の人々だけでした。

しかし、ここ100年の間に人間社会が進歩し、子供や青年は長い期間となり、子供の生きる権利の保障、子供の教育や学習の保障が認められるようになり、日本国憲法では、全て国民は個人として尊重されると書くようになってきています。全て国民の中には、子供や青年も含まれることは自明の理であります。

子どもの権利条約は、第1次世界大戦で多くの子供が犠牲になった反省から、子供にとって戦争は最悪のものなので、これからは子供にとって最善のもの、平和を与えようと、子供の権利に関するジュネーブ宣言から出発しました。

第2次大戦後、さらに進め、平和と人権の同時実現を目指した国際連合は世界人権宣言を制定し、さらに、常に戦争の犠牲になった女性と子供の人権の優先的保障を目指し、子供の権利宣言を制定しました。

これを土台に、ナチスドイツによるホロコーストの中で、子供の命を守ろうとして殺害された人々が訴えた子供の人間としての尊厳の精神を受け継ごうと、ポーランドから子どもの権利条約の草案が国連に提案され、1989年、国連総会で満場一致で採択されました。

日本は1994年に正式に批准し、子どもの権利条約は、その内容を、子供の権利を四つの柱、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利にまとめています。

私は、きょう、二つの権利についてさらに述べます。

まず、生きる権利です。子供たちが健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て健やかな成長をすることを保障することです。

次に、育つ権利です。教育を受ける権利、休んだり遊んだりすること、さまざまな情報を得、自分の考えを信じる事が守られること、自分らしく成長することがとても大事にされ、保障することです。

これらは、条約ですから、大事にとって飾っておくものではなく、政策として実現すべきものです。

この権利の制定によって、5歳未満の子供の死亡率は低下し、危険な児童労働も減少し、さらには、子供の売買春禁止、武力闘争への子供の関与禁止や、通報手続に関する議定書が定められました。

日本国憲法は、第26条、教育を受ける権利、普通教育を受けさせる義務、義務教育無償を決めています。

普通教育とは、普遍的で、人類共通の教育ということに注意が必要です。

ところで、我が町は他市町村に先駆けて子供の医療費無料化や学校給食費無料化したことは、少子化対策のみならず、子どもの権利条約の上からも、きわめてすぐれた政策といえるもので、その先進性は誇るべきものと考えます。

教育基本法は、教育の目的を人格の完成としています。人材の育成としていないことは注意を要します。

以上のことをお話しした上で、本日の質問事項、七戸町の学校教育充実のために、国、県の学力テストの結果公表についての質問に移ります。

文部科学省は、多くの学者や教職員団体との合意を得ず、平成19年度から、全国学習状況調査、全国学力テストを強行しています。4月に中学3年生の国語、数学、小学6年生で実施します。青森県教育委員会も、学習状況調査、県学力テストですが、8月に小学校5年生、国語、社会、算数、理科で実施となっているわけです。採点は、国や県が業者に頼んで実施するので、テストの結果は、市町村の教育委員会はすぐにはわからない仕組みになっています。さらに、町教育委員会は、CRT学力テストを2月にやっています。さらに、中学校はこのほかに、中間テスト、期末テストが年に合わせて5回あります。まさにテスト漬けと言っても過言ではありません。子供の精神的負担は大変なものですが、そこで、まず、教育長に質問します。文科省の学力テストや県の学力テストは、町教育委員会はどのぐらいの情報を知ることができるのか、各学校はどのぐらいの情報を知ることができるのか、保護者は知り得るのかについて伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁者、教育長。

○教育長（附田道大君） それでは、佐々木議員の質問にお答えします。

国で実施しております全国学力・学習状況調査は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、学校における児童生徒への教育指導の充実や、学習状況の改善等に役立てることを目的として行われております。

県で実施しております学習状況調査も、対象範囲が異なるだけで、同じ目的で行われております。

調査の結果でございますが、文部科学省並びに県教育委員会が、町教育委員会及び各小学校、中学校に直接情報提供されます。

情報の内容としましては、町教育委員会には全国の平均値、青森県全体の平均値、町全体の平均値、そのほか、各小中学校ごと、児童生徒ごとの調査結果が提供されます。学校には、その学校の集計結果と、児童生徒一人一人の結果が提供されますので、現状の教育指導法を検証しながら改善に努めております。一方、保護者に対してですが、学校の裁量で、教育指導する上で必要であると判断した場合は、そのお子さんの結果を知らせています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 教育委員会、学校には、それぞれ県の平均、町の平均、各学校ごとの平均、そして学級ごとの平均、一人一人の結果が示されるわけです。保護者に対してそれを公表するというのは、学校の裁量に任せるということですが、質問の2に移ります。

教育委員会は、知り得たテストの結果を各学校や保護者にそれぞれどの程度公表してい

ますか。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

調査結果の公表については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、市町村教育委員会の職務権限であり、その取り扱いについては、主体性と責任を持って当たることと規定されています。

教育委員会では、国及び県からの提供を受けた管内小中学校の結果については公表しておりません。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 教育委員会は公表していないということですが、まず、各学校には公表されているわけで、保護者については公表されていないということですが、学力テスト自体が大きな問題をはらんでいます。教育委員会のテスト結果の情報公開も、やり方によっては問題を大きくしかねません。それは、他校や他地域との比較により、過度の競争心が引き起こされ、過度のテスト学力偏重の教育や授業に陥りがちになることが懸念されるからです。実際、テストに向けて、過去問の学習や、夏休み期間中に出勤されて準備していることは当たり前になっています。

そこで、この状況の結果の公表というのはすごく大事な問題なのです。そこで、教育長に伺います。公表されたテストの結果、平均点とかさまざまあるのですが、公表されたテストの結果を受け、各学校は、テストの平均を上げるため、特別に過去問題の学習など、教育課程以外の授業を行っていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

管内小中学校から調査を行いました。本学力調査対策のために教育課程以外に授業を行っている学校はありません。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） テストの公表とか結果の公表とか、いわゆる学校間の平均点の競争などになると、やっぱりテストの点数を上げるため、それぞれの学校が取り組むということになるわけですが、今のところテストの点数を上げるため、特別に過去問題の学習など、教育課程以外の学習は取り組んでいないということで、ひとつそこは安心するのですが、例えばこういう例があります。

昨年か一昨年ですが、学習のおくれで悩んでいたと思われる中学生が、教師の厳しい指導で自殺に追い込まれる事件が発生し、教師によるいじめと報道された事件があります。それは、学力テストが日本一と言われた福井県です。福井県の県議会では、このことを分析し、次のような意見書を県の教育委員会に提出しています。本年――昨年――のことですが、池田中学校で中2男子生徒が校舎2階から飛びおりるとい痛ましい事件がありました。この事件について、学校の対応が問題とされた背景には、学力を求める余り、業務多

忙、もしくは教育目的を取り違えることにより、教員が子どもたちに適切に対応する精神的ゆとりを失っている状況があったのではないかと懸念するものです。このような状況は、池田町だけにとどまらず、学力日本一を維持することが、本県全域において教育課程に無言のプレッシャーを与え、教員、生徒双方のストレス要因となっていると考える。これでは、多様化する子どもたちの特性にあわせた教育は困難と言わざるを得ない。日本一であり続けることが目的化し、本来の公教育にあるべき姿が見失われてきたのではないか。検証する必要がある。国においても、主体的に学ぶ力や感性を重視する教育課題の改善が検証されている今、学力日本一の福井県であるからこそ、率先して新たな教育の方向を示すべきである。命を守ることを最優先に、今、日本に必要な教育、真の教育のあり方を再考し、福井県の教育のあり方を根本的に見直すよう求めるものである。そして、義務教育課程においては、発達の段階に応じて、子供たちがみずから学ぶ楽しさを知り、人生を生き抜いていくために必要な力を身につけることが目的であることを再確認し、過度の学力偏重を避けることを要望事項の一つに上げています。

我が町では、学力の公表もやっていないし、教育課程以外の学力偏重の教育もやっていないと言っていますが、他の市町村では、教育課程以外に、夏休み中に子供を出して過去問題の学習をさせたり、あるいはテストの結果を、クラスごとの平均、そして学校ごとの平均を公表している地域もあるわけです。これは上北管内にも広くあるわけです。したがって、子供がテスト偏重の教育に向いていく、そういう可能性は非常に強いと思っています。我が町でもそういうことにならないように、しっかりと教育委員会で指導する必要があると思っています。本来、子供にとって、学習し、ものを覚え、それを活用し、さらに多くのことを知ることで、楽しく充実した学校生活を過ごすことができるはずですが、しかし、それがテストとか子供同士の競争とかになると、それは子供の負担になってきます。子供を苦しめたりいたします。また、その中で、学習のおくれている子供の居場所がなくなったり、そのストレスを他に向けたりすることがあります。

そこで、質問の（２）のほうに移ります。

このようなことから、子供にとって学校とはどういうことなのか、子供の視点から考えてみたいと思います。

そこで、（２）の①の質問ですが、我が町の登校拒否、不登校、保健室登校の児童生徒は、小中学校それぞれどれくらいいますか。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

最初に、不登校とは、連続または継続して30日以上欠席することを定義とされていますが、管内小中学校の平成29年度における不登校児童生徒は、小学校1名、中学校7名となっております。そのうち、指導の結果、登校できるようになった児童生徒は、中学校3名という結果となっております。保健室登校に関する調査はありませんが、不登校児童生徒の調査の中で、不登校児童生徒に対して、養護教諭による専門的な指導を受けた人数

は、小学校1名、中学校1名という結果になっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 全国的には、平成28年度の文科省調べでは、不登校というのは、多分、平均30日以上欠席という人数なのですが、小学校では約3万1,000人、200人に1人、中学校では10万3,000人ですから、約33人に1人ということで、1クラスには1人ぐらいずついるということになっています。

次に、いじめ問題は、町の教育委員会では各学校から、いじめの報告をされることになっているのですが、いじめ問題は小中学校、どれぐらい報告されていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

平成29年度において、いじめと認知された件数は、小学校15件、中学校28件であります。そのうち、いじめが解消された件数は、小学校15件中15件、中学校28件中21件で、残りの7件については継続指導となっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 子供たちは、対立したり誤解したり、ときにはけんかをしたりしますが、そのことにより、子供同士をつなぎ直し、相互理解と信頼を深め、成長させることができます。これが学校のもう一つの仕事です。民主教育を進める県民連合の県内935人の子どもアンケートでは、8割以上の子供たちが、友達との会話、交流が楽しく、学校に来ているというふうに言っています。しかし、子供たちの中には、それがうまくいかずに、孤立したり、不登校になったり、引きこもったり、他人に意地悪をしたり、攻撃したり、非行を繰り返したり、自分で責任をとって自死を選んだりします。学校には、一人一人違った個性を持った子供が通ってきます。この子供たち一人一人をしっかりと見守り、相談にのり、一緒に考えていく、そういう学校が必要です。私は、子供にとって必要な学校とは、今、学校教育の充実のために本当に考えなければならないと思っています。子供にとって必要な学校とは、子供の思いを受けとめ、教職員と保護者が力を合わせ、教育行政とともに考えていく学校ではないかと思っています。子供と教員の人間関係、これが非常に大事で、指導の原点と考えます。

（2）の3番で、教育長に質問します。子供たちにとって本当に必要な学校とはどんな学校なのか、教育長の考えを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

子供たちにとって本当に必要な学校とは、個々の子供の声に耳を傾け、最後まで話を聞き、思いを受けとめて、学校、保護者が共有し、多様な可能性を信じて、心を込めて育てていく学校ではないかと思えます。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 一人一人の子供の話をよく聞き、思いを受けとめ、そして子供

の成長の可能性を信じて教育する、本当に大事なことです。そういう学校にするために、教職員と子供たちが人間らしい関係であること、子供の弱さ、未熟さ、本人に寄り添える、人間らしい学校にする必要があります。学力向上主義、あるいは学力向上至上主義、部活動勝利至上主義に走る、学校本来の姿から離れてしまいます。そのためには、教員と子供のふれあう時間の確保がどうしても必要です。

ここで質問3に移ります。教員の多忙の実態と、その対策ということですが、先ほど述べた福井県の意見書では、本来、教員は、子供たち一人一人に向き合い、みんなが楽しく学ぶことのできる学校づくりを推進する意欲を持っているはずであるが、最長月200時間を超える超過勤務があるなど、教員の勤務は依然として多忙である。そして、教員の多忙化を解消し、教育現場に余裕を持たせるため、現場の多くの教員の声に真摯に耳を傾け、本来の教育課程に上乘せして実施する本県独自の学力テストの取り組みを学校裁量に任せることや、部活動の軽減化を進めるなどの見直しを図ることを求めています。

私も、我が町の教職員の勤務の実態を調べてみました。朝自習から始まり、6時間の授業をし、給食指導をし、業間活動を行い、さらに放課後には部活動を行う。その上、授業の後始末をしなければならない。さらに、小学校の場合では、保護者との連絡ノート、そして、それに対して教員は書き込みをしなければならない。あるいは、家庭学習のノートの点検、書き込み。午前中は、教員はほとんどこの時間に費やされてしまいます。その上、また職員会議がある、学年会議がある、生徒指導会議など。放課後は部活動をやっ、さらにその後、また次の日の授業の準備などで、教員の勤務時間は12時間を超えるなどという話もあるわけです。

この多忙な上、学期末には、今度は通信簿、さらに、年度末には指導要録というものを作成しなければならない。この指導要録も書き込む欄が非常に多いですから、大変な作業になるわけです。したがって、教員は、7月とか12月とか3月は、本当に寝る間を惜しむ勤務となります。中体連前は、中学校の先生は大変な勤務の状態になります。

そこで、このような教職員の勤務時間を何とか軽減できないか、いろいろ考えているわけですが、教育長に質問いたします。3月に指導要録を作成するわけですが、この指導要録の作成を文書で書くのではなく、ソフトを使ってパソコンで打ち込む、こういうふうなことで大分作業は軽減されると思うのですが、それについていかがですか。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

指導要録は、学校教育基本法施行規則で作成が義務づけられており、児童生徒の在学中の成績や活動等をまとめる非常に重要な資料であります。その作成業務は、結果として教職員に多くの時間と労力を強いることとなるのが現状です。

この指導要録作成のデジタル化について、教育委員会では、校務支援システムと呼ばれるコンピュータソフトを導入するための検討を進めているところです。この校務支援システムは、既に幾つかのメーカーから商品化されているところで、御質問にある指導要録作

成機能ももちろんですが、児童生徒の名簿作成から出欠管理、成績管理、通知表に至るまで、一元的に作成でき、かつ、個人の健康診断や体力テストの結果等を加えられる保健機能を備えております。また、教職員の業務支援として、教職員名簿、予定表、学校日誌、学校内外の連絡掲示板機能等も有しており、日ごろ、教職員が携わる業務をサポートする機能も有しております。校務支援システムを導入することで、教職員の業務の効率化と、児童生徒の成績データ等の保護等、多くの効果が期待されるところです。

教育委員会では、教職員の老朽化したコンピュータの更新と、学校のネットワークセキュリティの強靱化に加え、この校務支援システムを町内全ての小中学校へ導入し、教職員の労働環境改善の一助となるよう、計画の作成を進めております。

一方で、事業を実施するに当たっては、多額の費用がかかることから、国、県の補助金や交付金等で該当するものがないかについても検討しております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） ぜひこれは導入を図って、教職員、教員の負担を減らすことを考えていただきたいと思います。

次に、今言ったような教員の勤務の多忙の状況から見て、特に教員は、夏休み中になると、今度は家庭訪問が入って、夏休み中はさまざまな研修が入るし、非常に夏休み中でも、長期休業中でも非常に厳しい勤務が教員にはあるわけです。

そこで、せめてお盆期間中、8月の13、14、15日、この3日間を学校閉庁日にできないか。そうすると、学校閉庁日と夏期休暇を使うと、教職員にはある程度のゆとりが生まれるわけですが、このお盆期間中、3日間を学校閉庁日にできないか、このことについて伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

長期休業期間における学校閉庁日の設定については、本年2月28日付で県教育委員会から各市町村教育長に、県立学校長に通知した内容と学校閉庁日の設定に配慮を願う旨の通知が届いております。学校閉庁日とは、勤務時間が割り振られた日に、原則として教職員が休暇等を取得することにより、学校が業務を行わない日を言います。また、学校閉庁日は、長期休業期間において、校長が定める日となっておりますが、設定に当たっては、それぞれの学校の実情を踏まえるとともに、所属職員の理解を得て行うなど、十分に配慮することになっております。そして、学校閉庁日を設定するに場合は、保護者、地域等の理解を図るとともに、その周知に努めることとされております。

教育委員会では、5月に開催された校長会で内容を説明し、各学校の意向を取りまとめているところです。あわせて、近隣の実施状況を調査しましたら、八戸市、十和田市、三沢市が、本年8月13日から15日の3日間、夏期休業中の学校閉庁を実施するとのことでした。当教育委員会といたしましても、小中学校6校で取り組む意向が確認された時点で、保護者に対して、8月13日から15日の3日間、夏期休業中の学校閉庁についてお

知らせたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） ぜひ実施していただきたいと思っています。

教職員の多忙の解消では、勤務時間の管理とか、さまざまな問題があるのですが、大きな問題もまた含んでいるので、今は提案しませんでした。感情面の不安定さなど、発達障害傾向の子どもがふえていることで、格差社会の広がり、子供の総体的貧困率が13.9ポイント、280万人と、やっぱり教職員が子供をしっかりと支えていく、そういう体制をつくるのが非常に大事だと私は思っています。我が町は、町独自で教員を採用し、これは本当に他の町に誇るべきものだと思います。一人一人の子供を大事にし、子供との人間関係をしっかりとつくる教育を行うためにも、教員の多忙、負担を減らす、そういうことが必要だと思って、この討論は終わります。

次に入ります。

地域公共交通網形成計画についてです。

これは今年度、町では地域公共交通網形成計画というのを作成し、町民の要求を踏まえて改善したい旨の答弁がありました、コミュニティバスなどについてです。

町は平成30年3月に、七戸町地域公共交通網形成計画を策定していますが、そこで質問します。この地域公共交通網形成計画というのは、計画の目的、背景は何か、町民のどのような要求を反映してつくられたものか。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁者、町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

当七戸町には、新幹線や路線バスがありますが、そのほか、独自にコミュニティバス、あるいはまた電気シャトルバス、これを運行して、高齢者を中心とした地域住民の足として利用していただいております。

その運行形態であります、合併以前からそれぞれの町村で運行していたコミュニティバス、この運行経路、それから、運行時刻等を基本とし、利用者からの要望を踏まえつつ、民間事業者との共存、これを考慮し、平成25年4月にダイヤ改正して以降、現在に至っております。

しかし、人口減少、それから、少子高齢化、自家用車利用の拡大、こういったいわゆる環境の変化、あるいはまた、利用者のニーズが多様化しているということから、将来的な公共交通の維持、確保、これを図るために、住民、事業者、それから行政、これが一体となって、それぞれが適切な役割分担のもとに、満足できる体制づくりを行い、まちづくりと一体となった公共交通体系の再構築、これが求められておりました。

このような背景を踏まえ、当町が目指す将来像を実現するために、公共交通のあるべき姿を検討するとともに、将来にわたって住民の生活を支える持続可能な公共交通体系の構築に向けて、当町のいわゆるマスタープランとなる七戸町地域公共交通網形成計画、これを平成30年3月に策定をしたということでもあります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 質問の（2）に移ります。

高齢者や交通不便地域への交通支援対策についてですが、時間も迫ってきているので、二つ一緒に質問いたします。

デマンドタクシーの導入を考えているか。それから、高齢者がふえて、自分の車を運転する運転者が少なくなってきたことから、タクシー移動への助成支援を考えているか。この2点を一緒に質問いたします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 答弁のほうも要点を申し上げます。

今までいわゆる公共交通の背景を申し上げました。そして、いわゆるコミュニティバスと電気シャトルバス、これを用いて町内全域をカバーしている、いわゆる交通空白、これの解消、これは大きな役割を私は担っているというふうに考えています。

しかしながら、高齢者が多い地域、それから、利用者の移動需要に十分に対応しきれていない地域、これは確かにあります。今年度、新たにコミュニティバス、あるいは電気シャトルバスの運行の再編、これをしながら、その充実化を図るということにしておりますので、現時点でデマンドタクシー、この導入というのは考えてはおりません。

そして、2番目、タクシー移動への助成ということですが、いわゆる公共交通の利用が不便な地域や時間帯への対応策として、デマンドタクシーのほかに、タクシー利用の際の助成券の発行、こういったものが実は考えられますけれども、現在運行している公共交通会社との競合化の問題、それから、利用対象者の選定、財政面など、多くの課題ということがあることから、タクシー移動への助成、これも現時点での導入というのは考えてはおりません。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） タクシー移動への助成支援などについては、これは免許証の返納などを進めるためにも、この辺はさらに考慮する必要があるのではないかと考えています。

先ほど町長の答弁によると、コミュニティバスのさらなる運用というので対処するということですが、コミュニティバスの小型化とか、それから、今ある電気バスというのはバッテリーに莫大なお金が投入されるわけです。あの電気バスの廃止、これなどは考えられないか。以上、バスの小型化、電気バスの廃止などは考えられないか、この二つについて質問いたします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 考えています。というのは、現在、5台で運行している。比較的大きなバスでありますから、小型化で、ある程度コースも細分化していくと、そういったことで、今後、更新する際は検討していかねばならないというふうに考えています。

当然、電気バスであります、確かにバッテリーには1,300万円かかりました。た

だし、今まで21万キロぐらい走っています。それを軽油に置きかえると、これもまた1,000万円近い燃費がかかるはずであります。電気料に置きかえると100万円かそんなものです。ですから、それ相応の、もちろん当初、大きな目的があって導入したわけでありまして、それでも最小限のコストというのは考えながら運行していますが、いわゆるそろそろバッテリーが平成33年に更新の時期が来るということであります。そうなってくると、やはり今、それ以上に非常にいいあれがありますので、その辺はそれにかわる小型化したバスというの導入を検討しなければならないというふうに思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員、最後です。

○7番（佐々木寿夫君） マエダストアというのは、今、開店されないでいるのですが、向こうのほうまで、いわゆるコミュニティバスのコースを延ばして、乗り場をマエダストアにつくってほしいという要望が町民からたくさん聞くのですが、それは考えていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） いろいろな要望があるというのは承知しております。ですから、今後、バスの、いわゆる今年度策定するコミュニティバスの再編計画に、その地区を加えるということは前向きに検討することにしていきます。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、7番佐々木寿夫君の質問を終わります。  
暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時01分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

続いて、通告第2号、4番唸清悦君は一問一答方式による一般質問です。

唸清悦君の発言を許します。

○4番（唸 清悦君） 皆さん、おはようございます。

先月の20日、日曜日に、山車展示館と山車団地前とイオン七戸十和田駅前店の国道側の駐車場の一部を借りて、第7回ピザカーニバルを行いました。天気にも恵まれたことありますが、出店団体の全てが、追加で用意したピザも全て完売でき、大変喜んでいました。人が集まりやすい場所で商品を販売することの効果を実感しました。

この体験をもとに、今後の当町の商業振興策がどうあるべきかについて質問します。

今国会では、働き方改革関連法案が審議されています。仕事がないのも困るし、仕事が多過ぎて十分な休養をとれないのも困ります。仕事は常に適量であることが理想ですが、職種によって忙しさが異なり、季節や時間帯によって多忙を極めることがあります。自分の職業の忙しさはよくわかりますが、ほかの職業の忙しさは実感としてわかりにくい面があります。当町では、町費負担の教職員を配置していますが、忙しさは変わっていないと感じている教職員もいるようです。教職員に限らず、どの職種の人にも、忙しいかどうかを

問われれば、忙しいと感じている人のほうが多いと思います。

そこで、今回は、教職員の負担軽減について質問しますが、あわせて、役場職員及び町民も含め、全体としてより効率的な働き方になるような方策も考えてみたいと思います。

以降の質問は、質問者席から行います。

質問1の商業振興策について伺います。

質問1の(1)、今後の商工業発展をどう考えているかについてです。

生活していくためには働かなくてはなりません、一番リスクが少ないのは、サラリーマンを選択することです。しかし、中には、リスクを負ってでも経営者になることを望む者もいます。その際に、事業に必要なもの全てをそろえるには多額の資金が必要になり、安定した収入が得られるようになるまでの広告宣伝費、営業費等、ある程度の運転資金も必要になります。起業、創業はこれに該当しますが、大きなリスクが伴います。よほどの自信や多額の資金がなければ容易に選択できません。会社の生存率は、設立から1年後が40%、5年後が15%、10年後が6%、20年後が0.3%、30年後が0.02%という数字は、現実の厳しさを示している数字だと思います。

一方で、黒字経営でありながら、経営者の後継者がいないために、廃業、あるいは第三者に譲渡する事業者が全国的にふえています。そのような会社の中から、自分にあう会社を探し、既存の取引先も含めた経営資産を全て継承するほうが確実であり、安心です。農業も工業も同様ですが、商業振興策の一つは、事業承継が確実に行われるようにすることです。起業・創業支援を行う際に、まずは事業承継を考えている事業者を紹介できることが望ましいです。そのためには、町内の事業者の経営状況と、後継者の有無を把握しておくことが必要だと思いますが、それらが現在どのような状況になっているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

後継者の問題は、農業、商業など、全ての産業において最も重要な課題の一つであると思います。起業、創業の支援策として、幾つかの策を町は講じてまいりましたが、事業承継については、青森県事業引き継ぎ支援センターへの紹介、それから、商工会に個別相談のあった事業者の把握、これにとどまっているのが現状であります。

経営状況、後継者の有無、あるいは事業承継など、このような商業における小規模事業者の問題に向き合うために、昨年度末、七戸町商工会が、これは経済産業省の事業でありますけれども、経営発達支援計画を策定し、これが認定されたということでありまして、この中の一つに、伴走型小規模事業者支援推進事業というのがあります。これは一つ一つの店舗、いわゆる事業者が抱える問題に寄り添って、各事業者に沿った指導、助言をしていくという、まさに伴走型の支援ということでありまして。今年度、この事業推進に当たって、事業者とのヒアリング、これを順次進めていくと聞いておりますので、後継者の有無、あるいは事業承継を考えているのかという詳細な情報、これが今後蓄積されていくと

思います。この情報等を共有者ながら、希望者への紹介も含め、活用し、ひいてはその希望者とのマッチングにつながっていければというふうに考えておりました、こういったことで連携をとりながら推進をしてみたいというふうに考えています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） 先月行われた商工会総代会での会長の挨拶の中で、商工会の存続という言葉が出たことに驚きました。会員数の少ない商工会は3年後も存続できているかどうかの厳しい状況にあるようです。商業振興策に携わる職員の人数が少ないよりは多いほうがよく、商工会職員が行っている事業者に寄り添った細やかな支援も商業振興策の一翼を担っていると思っています。商工会が存続できなくなった場合、当町が商業振興策を進める上でも大きな痛手となります。事業承継を成功させるためにも、商工会が存続できるように、町としてそれについても考えていかなければならないのではないかと思います。

次に、質問1、（2）のナナカードによるマーケティングの現状と今後の展開はの質問に移ります。

買い物は現金よりもカードのほうが便利になってきました。ポイントがついたり割引になったりなど、利点も多いですが、所持するカードがふえ過ぎ、財布に入りきらなくなり、携帯されないカードも出てきています。私もそうですが、余り使わないカードは車や家に置くようになりました。中国では、カードではなくスマホ決済が主流になっています。買い物する際の支払いはスマホ、経営者が融資を受けるのもスマホ、高齢者が孫にお小遣いをあげるときもスマホとなっており、太陽光発電やドローンだけではなく、この分野でも既に日本のほうが中国からおくれている状態です。このように、代金の支払い方法の変化が激しい中で、カード自体の競争も激しくなっているような気がします。

余り使わないカードはふやさないようにと心掛けている消費者がふえてくると、ナナカードの発行数も伸び悩むようになるのではないかと心配しています。ピザカーニバルでは、ナナカード会員限定の景品を用意し、七戸観光協会と連携して、抽選会場の隣でナナカードをすぐにつくれるようにしましたが、8人の入会にとどまりました。ナナカードが財布の中の定位置を確保するのに苦戦しているように感じました。

1点目に、お客様の囲い込みとマーケティングのためにつくったナナカードの現在の会員数。

2点目に、ナナカードによってこれまでにどのような有益な情報が得られたのか。

3点目に、カードが乱立状態になっている中で、ナナカードの今後の展開をどのように考えているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えします。

まず、第1点目の、現在の会員数ですが、2,481人となっております。およその構成比率ですが、町内が40%、県内53%、県外7%であります。

次に、第2点目の、有益な情報を得られたのかということですが、得られた情報としては、年齢、性別、利用頻度、利用金額、そして地域属性などとなっており、これらの情報をもとに、利用者の利用動向、これを解析するというようにしております。ちなみに、昨年度、そのために七戸町観光物産推進協議会のマーケティング部会において、データ分析の勉強会、これを開催しております。

次に、3点目、ナナカードの今後の展開ですが、確かにスマホ決済、これが主流になる時代が来ると予想されます。それでも、ビジネス業界においては、各種ポイントカードがまだ存続しているというのは、やはりそれぞれのカードによつてのマーケティングの重要性、その活用によつての継続取引、いわゆる顧客の囲い込みによるリピート率の向上、そして、顧客単価を上げることに尽きるということになると思います。今後についても、会員の数が増加することで、分析戦略が顧客の囲い込みへつながり、さらには経営の安定につながると思いますので、継続して展開をしてまいりたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） ナナカードの会員数を今回初めて聞きましたけれども、思った以上に頑張って会員をこれだけの人数確保してきたのだなと思って感心しました。

ナナカードは町外の人よりも、まずは町民が所有するカードにするべきだと思います。そのためには、町民にとって魅力の多いカードにしなければなりません。以前、十和田市の駒らんメールや八戸市のほっとスルメールのようなメール配信を提案しましたが、コストの問題から実現されていませんが、ナナカードのメール配信機能で代用できるのではないかと考えています。

そこで提案ですが、ナナカードは小学生からつくれるそうですが、中学校を卒業する時点で全生徒が所有できるようにし、文化祭の学校行事や、クラス会のお知らせや成人式の案内などの情報も配信できるようにすれば、一段と魅力が増すと思います。若いうちは住所が頻繁に変わる可能性があるので、クラス会の案内を往復ハガキで出しても戻ってくるものが結構ありますが、メールのほうが確実に届くような気がします。クラス会に補助金を出してはという提案も以前にしましたが、幹事の負担を減らせるのであれば、補助金をつけなくてもクラス会を開催しやすくなると思います。中学校時代の友達のつながりを中学校を卒業した後でも維持することができれば、婚活やUターンにも結びつくような気がします。また、東京で暮らしていても、当町とのつながりを維持できるように、東京七戸会への入会の呼びかけや総会の案内もナナカードのメール配信を使えばできると思います。ナナカードでこういった使い方ができるように検討していただきたいと思います。

次に、3番目の、道の駅周辺に商業者の販売拠点を整備する考えはないかについて質問します。

商業者が商品を販売し、売り上げを伸ばすには、人が多く集まる場所で販売したり、あるいはチラシや割引券を配布し、店に誘導したり、集客力の高い店に商品を置かせてもらい、販売してもらったりするのが有効です。また、ピザカーニバルを山車団地前で行いま

したが、イベントで集客し、販売することが可能な場所だと実感しました。イベントを開催しやすいようにする考えはあるのか、伺います。

そして、そのような取り組みが何回も行われ、実績がふえてくれば、常時販売可能な施設の設置も可能になると思います。物産館、七彩館、花卉展示館では販売できない商品を販売したいと考えている商業者がほしいと思う施設だと思います。このような施設を整備する考えはあるか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

道の駅、山車展示館、それから、山車団地エリア、これは春まつり、秋まつり、秋の大収穫祭など、機会をとらえてイベントを開催してまいりました。これからも引き続きこのエリアを拠点に、町内を循環するような工夫をしながら開催をしてまいります。また、にぎわいをもたらす行事は大いに活用していただき、前向きなイベントへの支援もしたいと考えております。

次に、販売拠点の整備であります。今のところは考えておりません。しかし、近年、御承知のとおり、駅前、駅周辺、これは民間投資によるいろいろな進出がだんだん見えてまいりました。将来、その実績、需要、こういったものがふえ、行政による投資の必要性、こういったものを判断したときは、荒熊内地区開発計画の第2次計画、あるいはまた第3次計画、こういったものに盛り込む必要があると考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） ぜひそういった商業施設が荒熊内地区開発計画に早い段階で盛り込まれるように、今から商業者の育成のほうにとりあえずは力を注いでいただきたいと思っております。

質問2、教職員の負担軽減についてに入ります。

(1)の質問、教職員が部活動に携わる総勤務時間はということです。

忙しさについての私の考え方を説明し、認識を共有してから教職員の負担軽減について質問したいと思います。

分母を勤務時間とし、分子を仕事量とします。勤務時間が8時間の職員に8時間で終われる仕事を与えた場合は、8割る8は1でちょうどよい状態ですが、8時間で終われない仕事を与え、なおかつ勤務時間内に終わるようにと指示すると、1を超え、忙しいとストレスを感じる状況になります。残業時間を与え、分母をふやして対応する方法もとれますが、それが一時的ではなく、残業時間が月100時間を超えるような状況が長期間続けば、健康問題にもかかわる状況になってしまいます。そうならないようにするためには、職員をふやすか、仕事を減らすか、仕事を外部に出すかのいずれかの対応をしなくてはなりません。教職員の場合、夏休み、冬休み、春休みがあり、そのときも忙しいのか、また、年間を通じて常に残業時間だけでは足りない状況が続いているのかなど、よくわかりません。

1点目の質問に入る前に、教職員の夏休み、冬休み、春休みの期間は残業せずに定時で帰宅できているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長答弁となっております。

教育長。

○教育長（附田道大君） 庁議員の御質問にお答えします。

児童生徒並びに教職員に係る緊急事案の発生等がない限りは、定時に帰宅できております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昗 清悦君） 1年中忙しいのであれば問題ですが、そういった長期の休みで十分休養をとる期間が確保できていることができましたので、安心しました。

以前にも部活動について質問しましたが、教職員の部活動の指導等に要する時間が結構多いように感じます。部活動は教職員全員が顧問についてるわけではないので、学校経営者である校長が、顧問につかない教職員と負担に大きな差が生じないように、教科、学校行事、生徒会やPTAの委員会活動等で仕事の配分をしているのではないかと思います。

そこで、両中学校の教員が部活動に携わる総勤務時間はどれぐらいなのかを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

中学校では、中学校部活休止日に関する申し合わせ事項にある、「第1、第3日曜日は部活動休止日とする、ほかの週については、土曜日、日曜日のいずれかを休止日とする」を遵守し、部活動を行っております。また、バランスのとれた生活やスポーツ障害を予防する観点から、平日は2時間程度、祝祭日は4時間程度とし、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行い、長期休業日については顧問が実施日を決め、生徒や先生方の負担にならない程度に実施することにしております。

確認しましたところ、七戸中学校には8部活動があり、平日の部活動の時間は16時30分から18時30分に定めて120分、教員20名全員が顧問となり、対応しています。天間林中学校では5部活動があり、5月1日から9月20日までの平日の部活動の時間は16時30分から18時20分に定めて110分、9月21日から4月30日までの平日の部活動の時間は16時30分から17時50分に定めて80分、教員12名全員が顧問となり対応しております。

県内の状況としては、県教育庁スポーツ健康課が平成29年12月に実施した中学校運動部活動調査結果でも、平日の部活動1日平均時間は127分になっておりますが、部活動に携わる教員が複数であったり、1名であったりするため、教員1人当たりが部活動に携わる時間についてはデータがなく、お示しできませんので、御了承願いたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昗 清悦君） （2）の質問に移ります。

本来、文部科学省が部活動までを考慮して教職員の人数を決めていれば、部活動で忙しいという声は上がらないはずです。小学校にも以前は部活動がありましたが、今はありません。部活動そのものがなければ、教職員の負担は減ります。また、大人が午後5時で仕事を終えて帰宅するのに、体が未熟な中学生が大人よりも遅い時刻まで学校に拘束されていることにも疑問を感じます。教職員が残業することを前提にした部活動の練習計画も見直すべきだと思います。

私は、放課後の貴重な時間の使い方という点では、現在の部活動のあり方が最善だとは思っていません。一つの部活動のみに3年間の貴重な時間を費やすよりも、いろいろなスポーツや、文化的、あるいは社会的な活動をより多く体験させるほうが、生徒個々の意思にもよりますが、教育的効果は高いと思っています。教職員及び生徒が自分自身の自由に使える時間をどのように使うかは本人の自由です。

そこで、中学校で部活動を行う根拠と、部活動への入部と顧問の就任は、生徒と教職員個々の意思に基づいて行われているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

中学校学習指導要領、平成29年告示、総則第5、学校運営上の留意事項、ウに、「特に生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学棟に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実情に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と規定されております。

これを受けまして、豊かな人間関係づくりと、明るく充実した学校生活の展開を目指し、生徒と教職員の意思に基づき、部活動を行っております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 同じ忙しさでも、みずからやりたいと思ってやる仕事と、上からの指示でやらなければならないと思ってやる仕事では、ストレスの感じ方が全く違うようです。教職員の全員が希望する部活動の顧問につけるとは限りません。生徒も同様で、生徒数も多く、部活動の種類が多かった昔と比べて、確実に選択肢は少なくなりました。自分がやりたい部活動に入部した生徒と、ある部活動の中から仕方なく選んで入部した生徒では、練習時間が短く感じるか、長く感じるかも違ってくると思います。できるだけ教職員と生徒のみずからの意思で自主的、自発的に取り組む部活動になるよう、今後も努めていただきたいと思います。

（3）の質問に移ります。

小学校が既にそうであるように、中学校の部活動を学校体育から社会体育に切りかえる考えはあるか、また、切りかえる場合の課題は何かを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

学校の運動部活動は、スポーツに関心のある生徒が参加し、各運動部の責任者の指導のもと、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツの振興を支えてきました。また、体力の向上を図る目的以外にも、生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、責任感、連帯感など、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きいと思います。

しかしながら、昨今は教育に関する課題が複雑、多様化し、学校や教師だけで解決することのできない課題がふえてきています。とりわけ少子化が進展する中、運動部においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、存続の危機にあります。将来において運動部活動を持続可能なものとするためには、生徒のニーズに応じた運動、スポーツを行うことができるよう、運動部のあり方に関し、抜本的改革に取り組む時期に来ていると思います。

しかし、現在、各都道府県の中体連のもと、各競技が実施され、単一の学校では特定の競技に運動部を設けることができない場合、複数校の生徒が拠点校の運動部に参加するなど対応しており、学校教育の一環として部活動を続けていくべきと思っております。

社会体育に切りかえる場合の課題は、公益財団法人日本中学校体育連盟、都道府県中学校体育連盟の組織の改革が必要と思います。また、部活動指導員の制度化と同様に、学校設置者による研修など、制度を策定しなければならない、社会人指導者の確保が厳しいなどの課題があると思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昴 清悦君） いろいろな課題があって、すぐに社会体育に切りかえる状況には現在ないということは理解しました。

（4）の質問に移ります。

忙しさを解消するために、仕事を外部に出す選択をした場合、外部がそれを受けられる状況にしなければなりません。校長が直接指示でき、かつ、部活動の指導や教職員の仕事の一部を補佐できる用務員を採用する方法もあります。以前に野球部の指導を行っていた用務員を2人記憶しています。部活動の指導を役場の若い職員や臨時職員の仕事として位置づけ、本来の業務を行う時間が減る分は、再任用の職員や臨時職員をふやして対応する方法もあると思います。地域貢献活動の一環として、部活動の指導をできる社員を派遣させることができる事業者に業務委託する方法もあります。その社員は、PTA会員が出てくる場合もあると思います。自分の子供やほかの生徒にも、できれば自分で指導したいと思っている親もいると思いますが、本人が経営者ではなく従業員の場合、部活動にあわせて仕事を調整するのは困難だと思います。その人が勤めている会社に業務委託すれば、それまでは会社の仕事が終わってから部活動の練習に参加していた人が、練習開始から参加できるようにもなります。部活動の指導は町にとっても重要な仕事だという認識を全町民が共有できれば、会社の仕事を調整し、従業員を部活動の指導に従事させることも可能だ

と思います。それらのいずれの方法も、すぐには難しいとしても、生徒のほうが社会人にあわせて、社会人の練習に参加する方法もあると思います。天間西小学校の体育館で午後7時から9時まで卓球の練習をしているそうですが、それがこのパターンの一例だと思います。いずれの方法も、金額に違いはあるにしろ、人件費がかかる仕事です。教職員の負担を減らす方法として、外部指導員を確保し、活用する方法もあると思いますが、それに関してどのように考えているのか、教育長と町長に伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 最初に教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

各中学校では、外部指導者が必要となったときに委嘱しております。委嘱に当たっては、顧問教員が技術的な指導を希望し、保護者に相談する。顧問教員は保護者会を開いて適任者を選定、決定する。そして、校長に委嘱の依頼をする。校長は、依頼を受け、外部指導者と面談し、部活動ガイドラインを周知した後、委嘱をするなど、活動中の事故等に対する責任の所在が不明確であることなどから、細心の気配りをしております。顧問教員、生徒、保護者が一致して外部指導者を必要とするなら、教職員の負担を減らす方法として、とってよいと考えます。

数字的に言いますと、外部指導者、天間林中学校は3名です。七戸中学校は11名です。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 続いて、町長。

○町長（小又 勉君） 学校側がそういった指導者、すぐれた指導者が必要だということであれば、これは教員の負担軽減にもつながりますし、いろいろな課題はあります。経費の問題、あるいはまた、人の確保だとか、だけれども、それはそれで非常に結構なことだというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 外部指導員を委嘱した場合に、何か事故とか、そういったものがあれば大変なので、気配りしているという答弁でしたけれども、もう一つは、仮に社会体育に切りかえたとしても、学校の施設を使う以上、施設の管理責任という点で、何かあれば学校の責任が問われるということで、結局は学校の施設を使って練習している間は見守っていなければいけないということになると、結局、時間的な負担はまず減らないと思いますので、そこもやはり責任を明確にして、精神的な部分でも教職員に負担がかからないようにすることが必要かと思っています。

5番目の質問ですけれども、佐々木議員の質問に対する答弁でほぼ回答が出尽くしたと思いますので、この質問は省略したいと思います。

私もやはり一般質問の通告書なり議会だよりも、手書きではなくてパソコンで入力して、そのままメールで添付して送れたりとか、これが手書きだったら相当な負担だろうなと思っています。通信簿も負担になっているということですが、家庭からの欄のと

ころ、三、四行書くだけでも大変だなと思っていましたし、あれをやはり2学期が終わってからも来ますから、余りみっともない字で書きたくないと思うと、なかなかパソコンで書くようには簡単にできないなと感じました。それだけに限らず、ほかの部分もカバーできるような方法で検討しているということなので、早く導入するように進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、4番 清悦君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結します。

---

#### ○散会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月8日の本会議は午前10時から再開します。

本席から告知します。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

散会 午前11時36分